

苅田町男女共同参画推進条例を 知っていますか？

男女共同参画推進条例 8つの基本理念

1. 人権の尊重

「男だから、女だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮できるようにしましょう

2. 社会における制度または慣行についての配慮

男はこうあるべき、女はこうあるべきというこれまでのしきたりや慣習にとらわれず、一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択できるように配慮しましょう

3. 施策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が社会の対等なパートナーとして、様々な分野における方針の立案や決定の場に共同で参画できるようにしましょう

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が互いに協力して子育てや介護をしながら、それぞれの職場活動や地域活動をできるようにしましょう

5. 男女平等教育の推進

家庭、地域、学校、職場そのほかあらゆる場所で、人権や男女平等の意識が浸透し、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われるようにしましょう

6. 男女の性についての理解と健康の確保

すべての人が男女の互いの性を理解しあうとともに、安全な妊娠・出産ができるようにし、生涯を通じて身体的にも社会的にも健康な生活を送ることができるようにならましょう

7. 性による人権侵害の根絶

セクハラやDVなどの暴力や虐待、他の人を不快にさせる性的な言動を、その背景を認識し、根絶されるよう配慮しましょう

8. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会に共通する課題です
国際的な取り組みと歩調を合わせながら進めていきましょう

女性のための電話相談「かんだ女性ホットライン」093-436-4522

月曜～木曜 午前8:30～午後5:15（祝日・年末年始を除く）

■発行 平成25年3月

■お問合せ先 （編集・発行） 苅田町 人権男女共同参画課

〒800-0392 京都府苅田町富久町1-19-1

電話：093-434-1958 FAX：093-436-3014

第2次 苅田町男女共同参画行動計画 ダイジェスト版



苅田町男女共同参画行動計画とは

苅田町では、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、これまでに様々な取り組みを行ってきました。しかし、現状としては、まだまだ多くの課題が残されています。さらに、社会経済情勢の変化や男女共同参画に関する法律・制度の改正、新たに取り組むべき問題の浮上など、時代や社会の変化に対応した施策の推進が求められています。

本計画は、男女共同参画に関する様々な施策を総合的、計画的に推進し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的として策定したものです。

計画の性格

- ①この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条3項に基づく市町村男女共同参画計画並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に基づく市町村計画として策定しています。
- ②この計画は、平成19年に施行した「苅田町男女共同参画推進条例」第12条に基づくものであり、条例の基本理念、責務、基本的施策等を踏まえて策定しています。
- ③この計画は、「第4次苅田町総合計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として定めています。また、他の関連計画との整合性を保ちながら、男女共同参画社会の形成に関して、総合的かつ計画的に講ずるべき施策について体系化し、今後の方向性を定めています。

計画の将来像

わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、
未来につながるまち かんた

苅田町における男女共同参画社会の実現に向けて、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いが尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる苅田町をつくっていくことを目指して、この将来像を定めました。今後は、この将来像の実現に向けて様々な取り組みを進めていきます。

計画の期間

第2次苅田町男女共同参画行動計画

前期計画期間

2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

後期計画期間

2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

進捗状況を適宜、把握・点検



計画の体系

計画の将来像

基本目標

施策の方針

取り組みの方向

わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、
未来につながるまちづくり

I

男女が互いに
尊重し合う
意識づくり

1 男女共同参画に関する
理解の浸透

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実
(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

2 男女共同参画教育の推進

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進
(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

II

男女が対等に
参画できる
まちづくり

1 政策・方針決定過程への
女性の参画拡大

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進
(2) 女性の人材育成

2 地域活動や様々な分野に
おける男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の促進
(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

III

男女が健康で
安心して暮らせる
環境づくり

～苅田町DV対策基本計画～

1 DVの防止および被害者の
支援

(1) DVの未然防止のための取り組みの推進
(2) DV相談体制の充実
(3) DV被害者保護対策の充実
(4) DV被害者の自立支援

2 性に関するあらゆる暴力の
根絶

(1) 性暴力の防止と被害者の支援
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実

3 生涯にわたる心身の健康
づくり

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解・知識の浸透
(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

IV

男女が自立した
共生の社会づくり

1 ワーク・ライフ・バランスの
推進

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
(2) 仕事と子育ての両立支援の充実
(3) 仕事と介護の両立支援の充実

2 労働の場における
男女共同参画の推進

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保
(2) 職場での様々なハラスメントの防止
(3) 女性の再就労支援

3 様々な人々への自立支援

(1) ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援
(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援
(3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

●計画の推進のための取り組み

(1) 男女共同参画推進のための職場環境の整備

(3) 計画の推進

(2) 男女共同参画の模範的職場意識の向上

(4) 推進体制の充実

I

男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるためには、多様な生き方が尊重されなければなりません。一人ひとりが互いを尊重しつつ自らが希望する生き方を選択できるよう、男女共同参画社会への理解を深め、男女共同参画意識の高揚を図るよう意識づくりに取り組みます。

施策の方針 1 男女共同参画に関する理解の浸透

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

- ・ 男女共同参画講座・講演会の開催
- ・ 事業所や各種団体への出張講座

(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

- ・ 男女共同参画に関する情報の共有化
- ・ 町民等に対する情報提供

施策の方針 2 男女共同参画教育の推進

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

- ・ 男女共同参画を推進する家庭教育支援
- ・ 児童・生徒の男女平等意識を育む学校教育の推進

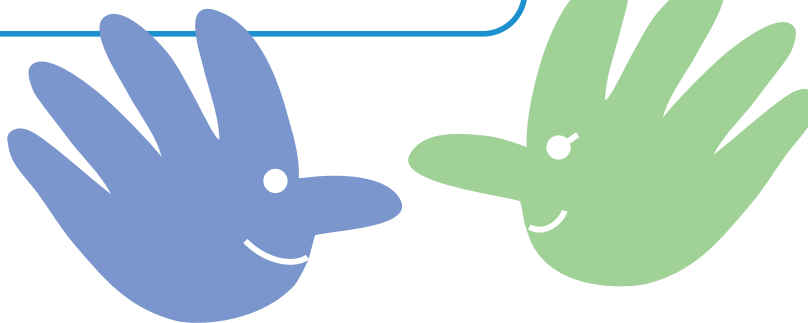
(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

- ・ 教職員・保育士等への啓発と情報提供
- ・ 幅広い進路選択を可能にする教育の推進

苅田町の目指す
男女共同参画のすがた

学校
では

- 「男だから」「女だから」といった固定観念に捉われず、子ども自身の能力や関心を尊重した教育が行われています。



- 一人ひとりの性と個性が尊重され、様々な活動の場で、人を思いやり協力しあう子どもが育っています。

Ⅱ

男女が対等に参画できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、異なる立場や経験を踏まえた多様な視点や発想を町政や地域活動に反映させることが大切です。政策や方針、計画などの意志決定の初期段階から男女が対等に参画していくことを進めます。

施策の方針 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進

- ・ 審議会・委員会等への女性委員の登用
- ・ 女性の登用環境の整備

(2) 女性の人材育成

- ・ 女性の参画意識の向上
- ・ 女性指導者の育成

施策の方針 2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

(1) 地域活動における男女共同参画の促進

- ・ 各種団体等における男女共同参画の促進
- ・ 地域活動等役員への女性の参画の促進

(2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策
- ・ 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策

荻田町の目指す
男女共同参画のすがた

地域
では

- これまでの慣習やしきたりが見直され、男性も女性も地域の様々な活動の場で力を発揮し、活躍できるようになります。



- 地域の方針決定の場に男女が共に参画し、子育てや介護など地域でささえあい、誰もが安心して暮らせるようになります。

III

男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が心身ともに健康で、安心して安全に暮らす権利が保障されることは、男女共同参画社会の根幹を成すものです。DVやセクハラなどの暴力や人権侵害について未然の防止を図るとともに、心とからだに関する理解を深め、人権尊重の観点から積極的な取り組みを行い、誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の方針 1 DVの防止および被害者の支援

(1) DVの未然防止のための取り組みの推進

- ・DVの正しい理解の普及
- ・若年層などへの教育、啓発

(2) DV相談体制の充実

- ・DV防止に関する情報提供や相談窓口の周知
- ・相談員の資質向上
- ・相談体制と連携体制

(3) DV被害者保護対策の充実

- ・被害者の早期発見のための啓発
- ・被害者保護のための関係機関との連携

(4) DV被害者の自立支援

- ・被害者等の個人情報の保護
- ・被害者の自立にむけた支援の充実

施策の方針 2 性に関するあらゆる暴力の根絶

(1) 性暴力の防止と被害者の支援

- ・性犯罪など被害防止に向けた啓発
- ・性暴力被害者への支援

(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実

- ・セクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発
- ・関係機関との連携

施策の方針 3 生涯にわたる心身の健康づくり

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解・知識の浸透

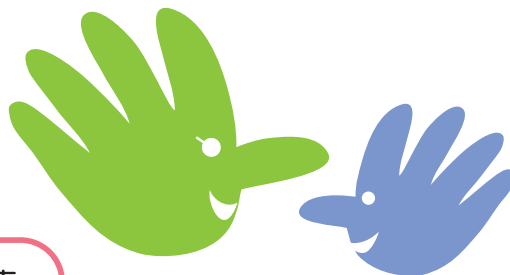
- ・人権を尊重した性に関する教育・啓発
- ・女性の心身の健康に関する情報提供・啓発
- ・HIV／エイズ、性感染症等についての啓発

(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

- ・主体的に取り組む健康づくり
- ・ジェンダーの視点に立ったメンタルヘルスケア

苅田町の目指す
男女共同参画のすがた

家庭
では



●家族が性別によって役割を決めつけてしまわずに、協力して家事や育児・介護などを担い、支え合い、協力し合うようになります。

●「男の子だから」「女の子だから」と性別によって区別せず、子どもたちの個性や自主性が大切にされています。

IV

男女が自立した共生の社会づくり

社会経済情勢の変化により、男女が共に経済的に自立でき、仕事と生活を両立できる男女共同参画社会の実現が求められています。また、様々な困難な立場に置かれやすい人々に対して必要な支援を男女共同参画の視点から行き、一人ひとりがその個性や立場を認め合い、尊重し合いながら生活できる社会づくりを推進します。

施策の方針 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスについての町民への啓発
- ・ 事業所への情報提供・啓発

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

- ・ 男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援

(3) 仕事と介護の両立支援の充実

- ・ 男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援

施策の方針 2 労働の場における男女共同参画の推進

(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保

- ・ 法律や条例についての周知
- ・ 指名登録業者への意識啓発
- ・ 事業所や各種団体への出張講座

(2) 職場での様々なハラスメントの防止

- ・ 防止のための事業所への啓発
- ・ 防止のための関係機関との連携

(3) 女性の再就労支援

- ・ 女性の再就労、起業等に関する情報提供
- ・ 女性の再就労支援講座の開催

施策の方針 3 様々な人々への自立支援

(1) ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援

- ・ 経済的支援などの制度の周知と情報提供
- ・ 在住外国人女性の生活支援
- ・ 自立支援施策の充実

(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援

- ・ 就業の促進と社会参画
- ・ 高齢者虐待の防止及び介護者に対する支援
- ・ 健康支援・相談体制の充実

(3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

- ・ 障がい者の社会参加の促進
- ・ 障がい者への虐待防止及び介護者に対する支援
- ・ 相談支援体制の充実

苅田町の目指す
男女共同参画のすがた

職場
では

●採用や配置、昇進、賃金などでの男女格差が解消され、それぞれの個性や能力を生かして働くことができるようになります。

●男性も女性と共に、仕事と家庭生活や地域活動とのバランスのとれた働き方ができるようになります。

